

## 厚木市自治基本条例調整委員会規程

### (設置)

第1条 厚木市自治基本条例（平成22年厚木市条例第25号。以下「自治基本条例」という。）の適正な運用を図るため、厚木市自治基本条例調整委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 委員会は、次の事項を所掌する。

- (1) 自治基本条例に基づく自治の推進に関すること。
- (2) 自治基本条例の適正な運用に関すること。

### (委員)

第3条 委員会の委員は、別表に掲げる者とする。

### (委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長には自治基本条例所管課長を充て、副委員長は委員長が指名する。

- 2 委員長は、委員会の事務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができるものとする。

### (庶務)

第6条 委員会の庶務は、自治基本条例所管課において処理する。

### (委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

### 附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

厚木市自治基本条例調整委員会委員

No.	職名
1	企画政策課長
2	行政総務課長
3	財政課長
4	地域包括ケア推進課長
5	こども育成課長
6	市民協働推進課長
7	産業振興課長
8	環境政策課長
9	都市計画課長
10	道路総務課長
11	会計課長
12	消防総務課長
13	市立病院事務部門経営管理課長
14	議会総務課長
15	教育総務課長
16	選挙管理委員会事務局専任主幹
17	監査事務局専任主幹
18	農業委員会事務局専任主幹